

報道関係者 各位

令和6年(2024)11月14日  
トラスコ中山株式会社  
証券コード 9830

## 「ひなどり転勤制度」の新設について

機械工具卸売商社のトラスコ中山株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：中山哲也）は令和6年11月より、「おしどり転勤制度」を応用し、お付き合いをしている人の居住地の近隣で勤務を望む場合に希望転勤を認める「ひなどり転勤制度」を新設しました。

### ■「ひなどり転勤制度」について

当社では、「企業には社員が安心して、安定して働ける職場を提供する義務がある」という想いのもと、社員が安心して長く働き続けられる環境を整えるため、様々な取り組みを行っています。平成17年(2005)に導入した、「おしどり転勤制度」は、社内外問わず配偶者に転勤があった場合、配偶者の転勤エリアの拠点に異動して、勤務を続けることができる制度で、直近3年間で18名と多くの社員が活用し、居住地が変わっても長く安心して働くことができる環境が実現されています。

また、今回新たに「おしどり転勤制度」を応用した「ひなどり転勤制度」を設けることで、社内外問わず未婚者でお付き合いをしている人の居住地の近隣で勤務を望む場合にも希望転勤が可能となりました。これにより、社員は将来の人生設計を考えやすくなり、当社で長く安心して働くことができると期待しております。

その他の異動に関する制度としては、平成17年(2005)より導入した「希望転勤制度」は、介護や家庭の事情、結婚など多様な理由に基づく転勤を申請できる制度で、この制度を利用する社員は、直近3年間で67名以上に達しています。当社は、今後も従業員がより長く安心して働ける制度を積極的に整えてまいります。

### ■異動に関する制度について

開始時期	制度	詳細	利用人数
平成17年 (2005)	希望転勤制度	本人または家族のやむを得ない事由（結婚や介護など）により、希望転勤ができる制度。	67名 ※直近3年間
平成17年 (2005)	おしどり転勤制度	社内外問わず、配偶者の転勤があった場合に、配偶者の転勤エリアに帯同し、勤務を続けることができる制度。	18名 ※直近3年間
令和6年 (2024)	【新設】 ひなどり転勤制度	社内外問わず、お付き合いをしている人の居住地の近隣での勤務を望む場合に、希望転勤ができる制度。	—

### ■当社の制度に関する考えについて

当社では、制度の導入において『いつから導入したかが重要で、他社と同じ制度でも導入した時期に「ころざし」の違いが現れる』と考えています。今回導入した制度の他にも、世の中の流れではなく社員を想う気持ちがきっかけとなった当社独自の人事制度が数多くあります。社員の意見を尊重し様々なアプローチで働き方を支援することで働くモチベーションを向上させ、企業の成長につなげています。



制度はこちらから

プレスリリースに掲載されている情報は、発表日現在の情報です。その後予告なしに変更されることがございますので予めご了承ください。

「がんばれ!!日本のモノづくり」を企業メッセージとし、プロツールの供給を通じて、日本のモノづくりに貢献します。

事業拠点：国内拠点 89か所 本社 2か所/国内営業拠点 59か所/国内物流拠点 28か所

海外拠点 6か所 現地法人：トラスコナカヤマ タイランド、トラスコナカヤマ インドネシア、トラスコナカヤマ USA

仕入先開拓オフィス：ドイツオフィス、台湾オフィス、タイオフィス

発行責任者 | トラスコ中山株式会社 経営企画部 部長 高田 真由美

お問い合わせ | 経営企画部 広報IR課 課長 吉見 今日子、伴野 瑞希

TEL 03-3433-9840 MAIL info@trusco.co.jp URL <https://www.trusco.co.jp/>

